

# 第 12 回 行 田 市 農 業 委 員 会 議 事 録

開 催 年 月 日	令 和 6 年 5 月 24 日											
開 催 場 所	行 田 市 産 業 文 化 会 館 2A 会 議 室											
開 議 時 刻	9 時 00 分											
閉 議 時 刻	9 時 26 分											
会 長	藤 間 光 治		会長代理		中 村 賢 一・伊 東 普 丈							
農 業 委 員 出 席 状 況	議席 番号	氏 名	摘 要		議席 番号	氏 名	摘 要					
	1	藤 間 光 治	出	○ 席	欠	席	9	新 井 健 一	出	○ 席	欠	席
	2	中 村 賢 一	出	○ 席	欠	席	10	関 口 浩 幸	出	席	欠	○ 席
	3	寺 田 浩 市	出	○ 席	欠	席	11	伊 東 普 丈	出	○ 席	欠	席
	4	赤 羽 修 一	出	○ 席	欠	席	12	田 口 隆 一	出	○ 席	欠	席
	5	高 澤 克 芳	出	○ 席	欠	席	13	宮 崎 薫	出	○ 席	欠	席
	6	川 島 悦 男	出	○ 席	欠	席						
	7	太 田 実	出	○ 席	欠	席						
	8	間 々 田 英 治	出	○ 席	欠	席						

農地利用最適化推進委員出席状況	地区番号	氏名	摘要	地区番号	氏名	摘要
	①			⑪		
	②	西村浩一	出○席 欠席	⑫	堀口晴義	出○席 欠席
	③			⑬		
	④			⑭		
	⑤			⑮		
	⑥	小林勝	出席 欠○席	⑯		
	⑦			⑰	島寄典緒	出○席 欠席
	⑧			⑱	荻原増夫	出○席 欠席
	⑨			⑲		
			⑳			
関係者				書記	局長	小林誠
					次長	広田敦史
					主任	八幡加奈

<p>1 開会 2 会長あいさつ 3 議長選出</p> <p>4 議事録署名人の選出 5 議事 「議案第1号」 農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>事務局長 会長</p> <p>議長</p> <p>事務局次長</p> <p>議長</p>	<p>開会宣告（9：00）</p> <p>あいさつ</p> <p>農業委員会会議規則の規定により議長は会長が務める旨報告。 （会長が議長となり、以後の議事を進行）</p> <p>議事録署名人の選出についてですが、太田委員、宮崎委員兩名にお願いいたします。 それでは、これより議事に入ります。</p> <p>はじめに『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号は、3件となっております。</p> <p>進行番号1でございますが、持田3丁目〇〇〇〇番〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、兵庫県神戸市西区井吹台東町1丁目〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが所有する皿尾字外張〇〇〇〇番、地目：田、1, 085㎡について、経営の拡大を図るため、売買により所有権の移転を行おうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の1ページをご覧ください。旧星宮小学校の南に位置する皿尾地内の農振農用地でございます。</p> <p>次の進行番号2と3は関連がございまして、お互いの農地を交換するものでございます。進行番号2は、南河原〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する南河原字曲目〇〇〇〇番、地目：田、1, 440㎡を、南河原〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんへ、進行番号3は、〇〇〇〇さんが所有する南河原字町〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、401㎡を〇〇〇〇さんへと交換するものでございます。理由としましては、それぞれ耕作しやすい農地を交換することで経営の効率化を図ろうとするものでございます。</p> <p>場所につきましては、位置図の2ページと3ページをご覧ください。2ページが進行番号2で熊谷市境に近い南河原地内の農振農用地でございます。次の3ページが進行番号3で、北河原用水の南に位置する南河原地内の農振農用地でございます。</p> <p>以上、議案第1号について、事務局で農地法第3条の許可基準を審査すると共に、現地の耕作状況等を調査しましたところ、いずれも許可相当と思慮されることからご提案するものでございます。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>事務局から議案第1号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p>
--	---	--

<p>『議案第 2 号』 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について</p>	<p>議長  議長  事務局次長</p>	<p>(なし) ご意見、ご質問がないようですので、議案第 1 号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。 (全員挙手) 挙手全員と認めます。よって議案第 1 号は承認することといたします。 次に、『議案第 2 号』農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について、を議題といたします。 事務局より説明をいたさせます。 議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書に対する審議について」ご説明申し上げます。 議案書の 2 ページをお願いいたします。議案第 2 号は、3 件となっております。 進行番号 1 でございますが、埼玉〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが、同居の父親である 〇〇〇〇さんが所有する埼玉字富士山通〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：畑、3 1 m<sup>2</sup>について、使用貸借により住宅 1 棟 7 9. 4 9 m<sup>2</sup>を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は、申請地の隣接地で両親と共に生活しておりますが、老朽化した住宅の建て替えを計画し、敷地を調査したところ、敷地の一部について農地法の手続きをしていないことが判明いたしました。申請地は、昭和 4 5 年の都市計画の区域区分の設定以前から、農地でないことが航空写真により確認でき、転用することによる周囲への影響もないことから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の 4 ページをご覧ください。さきたま古墳公園二子山古墳の南に位置する埼玉地内の集落内農地でございます。 次に進行番号 2 でございますが、東京都西東京市芝久保町四丁目〇〇〇〇番〇〇〇〇号 〇〇〇〇さんが、白川戸〇〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する長野字白川戸前〇〇〇〇番〇〇〇〇、地目：田、3 2 9 m<sup>2</sup> 外 2 筆、計 1, 3 0 2 m<sup>2</sup>について、売買により建売住宅 4 棟、計 2 7 2. 6 9 m<sup>2</sup>を建築するための敷地にしたいとして申請があったものでございます。 申請人は、東京都西東京市に本社を置き、不動産事業を営んでおりますが、新たな事業用地を探していたところ、本件申請地について承諾が得られたため申請に至ったものでございます。申請地は、集落内に介在する農地であることから、申請事由も妥当であると思慮されます。 場所につきましては、位置図の 5 ページをご覧ください。国道 1 2 5 号の南に位置する長野地内の集落内農地でございます。 次に進行番号 3 でございますが、鴻巣市北根〇〇〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇さんが、北本市緑 3 丁目〇</p>
---	--------------------------------------	--

<p>『議案第 3 号』 農用地利用集積計画</p>	<p>寺田委員</p> <p>新井委員 事務局次長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>〇〇〇番地 〇〇〇〇さんが所有する堤根字代官田通〇〇〇〇番、地目：畑、750㎡ 外2筆、計2, 293㎡について、使用貸借により農地改良をしたいとして一時転用の申請があったものでございます。</p> <p>譲渡人である地権者は、隣接地で葡萄・柑橘類を栽培しておりますが、申請地は土地が低く水が染みてきたり、降雨が続くと水が引かず、水はけの問題を抱えていることから、隣接地と同じ高さまで盛土をして欲しいと譲受人に依頼をしたものでございます。</p> <p>工事期間は3ヵ月を予定しており、隣接農地の地権者からは同意をいただいております。</p> <p>場所につきましては、位置図の6ページをご覧ください。県道上中森鴻巣線の西に位置する堤根地内の集落内農地でございます。</p> <p>以上で議案第2号の説明を終わりますが、去る5月20日、現地調査をしていただいておりますので、寺田委員にご報告をお願いいたします。</p> <p>去る5月20日、私と高澤委員並びに事務局職員2名において、現地調査を実施いたしました。事務局から申請地の概要説明を受けた後、申請地すべてにおいて現地確認を行ったところ、申請書どおりであり、許可相当であると思慮されますことをご報告申し上げます。委員各位におかれましては慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>事務局から議案第2号についての説明及び寺田委員から現地調査の報告がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p> <p>進行番号3の〇〇〇〇とはどのような会社ですか。</p> <p>造園業をしております。一度、面積が小さく、届出ですむ農地改良をしておりますが、特に問題はありませんでした。</p> <p>他にございますか。</p> <p>(なし)</p> <p>他にご意見、ご質問がないようですので議案第2号につきまして、原案のとおり承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって議案第2号は承認することといたします。</p> <p>次に「議案第3号」農用地利用集積計画について、を議題といたします。本議案は、農業委員会に関する法律第31条、議事参与の制限に該当する委員が含まれており、私も該当しております。よって、同条の規定により、議長を川島委員に交代いたします。川島委員よろしく申し上げます。</p> <p>定めに従いまして、しばしの間、議長の職を務めさせていただきます。農業委員会等に関する法律第31</p>
--------------------------------	---	---

<p>について</p>	<p>川島議長</p> <p>川島議長 事務局次長</p>	<p>条の規定により、議事参与の制限が適用されますので、藤間会長、中村代理、赤羽委員、間々田委員、関口委員、伊東代理、西村推進委員には、一時退席をお願いいたします。</p> <p>(関係委員一時退席)</p> <p>事務局より説明をいたさせます。</p> <p>議案第3号「農用地利用集積計画について」ご説明申し上げます。</p> <p>議案書の2ページをお願いいたします。</p> <p>本計画は、農業経営基盤強化促進法により、市が農業委員会の決定を経て、定めなければならないとされておりますことから、市農政課より、当委員会の意見を求められているものでございます。</p> <p>今回の利用権設定は6月15日を開始日とするもので、委員の皆様にご利用集積活動の一環として取りまとめをお願いしたものでございます。</p> <p>個々の案件につきましては、別紙の「議案第3号 農用地利用集積計画について」のとおりでございますが、件数が多いため、後ほどご確認いただき、最後のページ、36ページの「農用地利用集積計画集計表」によりご説明させていただきます。</p> <p>まず、申し出のあった総件数は、ページの一番右下、303件、面積の合計は、93万1,761㎡となっております。</p> <p>次に、設定期間ごとにご説明いたします。</p> <p>はじめに、1. 期間設定が1年から4年の設定につきましては、賃貸借が、新規12件、4万2,010㎡、再設定21件、6万5,069㎡、計33件、10万7,079㎡でございます。</p> <p>使用貸借が、新規8件、2万2,240㎡、再設定1件、1,439㎡、計9件、2万3,859㎡でございます。</p> <p>次に、2. 期間設定が5年から8年までの設定につきましては、賃貸借が、新規36件、11万3,027㎡、再設定56件、20万1,800㎡、計92件、31万4,827㎡でございます。</p> <p>使用貸借が、新規9件、1万893㎡、再設定15件、1万8,695㎡、計24件、2万9,588㎡でございます。</p> <p>最後に、3. 期間設定が9年以上の設定につきましては、賃貸借が、新規78件、26万1,711㎡、再設定30件、8万9,782㎡、計108件、35万1,493㎡でございます。</p> <p>使用貸借が、新規21件、3万8,107㎡、再設定16件、6万6,808㎡、計37件、10万4,915㎡でございます。</p> <p>全体内容としては、新規164件、48万8,168㎡、再設定139件、44万3,593㎡となっております。</p>
-------------	-----------------------------------	---

報告事項	川島議長	<p>ございます。</p> <p>以上で、説明を終わりますが、事務局といたしましては、いずれも承認相当として、ご提案申し上げます。事務局から議案第3号についての説明がございました。何かご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。</p>
	新井委員 事務局次長	<p>利用権はいつまでですか。</p> <p>あと1回、11月告示の分で最後となります。</p> <p>その後は中間管理機構に移行するのであれば、最初から中間管理機構を利用するように指導したほうがスムーズなのではないですか。</p>
	新井委員 事務局次長	<p>その点につきましては、農政課を通じて事前の周知を十分にするようにしていきたいと思います。</p> <p>他にございますか。</p>
	事務局次長 川島議長	<p>ご意見、ご質問がないようですので、議案第3号につきましては、原案のとおり、承認に賛成の委員は挙手を願います。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>挙手全員と認めます。よって、議案第3号は承認することといたします。退席した委員の入室を認めます。</p> <p>(退席委員入室)</p>
	川島議長	<p>藤間会長、中村代理、赤羽委員、間々田委員、関口委員、伊東代理、西村推進委員に申し上げます。議案第3号は、原案のとおり承認されました。それでは、議長を藤間会長にお返しいたします。</p>
	川島議長	<p>次に報告事項でございます。専決事項に関する報告になりますが、事務局から説明をいたさせますので、お聞き取りいただきますようお願いいたします。</p>
	議長	<p>議案書3ページをご覧ください。</p> <p>(1)及び(2)につきましては、市街化区域内における転用でございます。市街化区域内における転用行為は、届出の手續きとなっております。</p> <p>(1)「農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、1件の届出があり、転用目的は、駐車場敷地でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>(2)「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用届出書の専決について」でございます。本件は、4件の届出があり、転用目的は、駐車場、住宅敷地拡張でございます。添付書類も完備されておりましたので、受理をしたものでございます。</p>
	主任	<p>続いて、4ページをご覧ください。</p>

<p>6 その他</p> <p>7 閉会</p>	<p>議長</p> <p>事務局長 主任 事務局次長 事務局長</p>	<p>(3)「農地法第18条第6項の規定による通知について」でございます。</p> <p>本件は、7件の届出があり、利用権等の農地の貸し借りを解約した場合に、農業委員会に対し通知するものでございます。合意解約書が添付されておりましたので、受理をしたものでございます。</p> <p>以上で報告事項を終わります。</p> <p>事務局から報告事項についての説明がございました。報告事項となりますので、宜しくお願いいたします。</p> <p>以上ですべての議事についての審議並びに報告事項につきましては、終了いたしました。皆様のご協力によりまして、議事が円滑に進められましたことに感謝を申し上げます、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>つづきまして、その他でございますが、事務局からご説明申し上げます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業者年金制度 PR 用パンフレットの配布について</li> <li>・ 県内の違反造成について</li> </ul> <p>以上をもちまして、第12回農業委員会を終了いたします</p> <p>本日は、ありがとうございました。</p> <p>(9:26)</p>
--------------------------	---	--